

アレルギー物質を含む食品に関する表示の改正について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令が平成20年6月3日に公布され、アレルギー疾患を有する者の健康危害の発生を防止する観点から、「えび」又は「かに」を原材料とする加工食品等には、これらを原材料として含む旨の表示が必要となりました。

なお、平成22年6月3日までに製造、加工又は輸入されるものについては、これまでどおり推奨表示として取り扱うことができますが、当該期間内に製造、加工又は輸入されるものであっても、可能なものについては、表示をするよう努めてください。

【照会先】

食品表示課 江島、石井(内線 2316,2317)